

福島県豪雪地帯対策基本計画（第三次）

平成23年3月

福 島 県

福島県豪雪地帯対策基本計画（第三次） 目次

第1 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項

1 計画策定の趣旨	1
2 施策の基本的方向と重点課題	1
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3

第2 交通及び通信の確保に関する事項

1 道路交通の確保	4
2 公共交通機関の輸送の確保	6
3 通信の確保及び高度情報化の推進	7
4 電力供給の確保	7

第3 生活環境施設等の整備等に関する事項

1 教育環境の向上	9
2 保健衛生施設の整備等	10
3 医療体制の整備	11
4 社会福祉施設の整備等	11
5 住環境の向上	12
6 消防防災体制の整備	13

第4 農林業、商工業等の振興に関する事項

1 農業の振興	14
2 林業の振興	14
3 工業及び新しい産業の振興	15
4 商業等の振興	16
5 雇用対策の推進	17

第5 県土保全施設の整備及び環境の保全に関する事項

1 県土保全施設の整備	18
2 環境保全対策の推進	18

第6 地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項

1 地域文化の振興と交流の場の創造等	20
2 隣接県等と連携した豪雪地帯対策の推進	20

第7 雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象情報等の収集・提供体制に関する事項

第8 その他豪雪地帯対策に関し必要な事項

〈資料編〉

1 豪雪地帯の概要	25
2 福島県の豪雪地帯市町村一覧	28
3 豪雪地帯に対する主な配慮措置	31

第1 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項

1 計画策定の趣旨

本県は、会津地方の全域及び中通り地方の一部を含む県土面積の約半分を占める20市町村が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定され、さらにそのうちの14市町村が特別豪雪地帯に指定されています。

本県では、平成6年3月に福島県豪雪地帯対策基本計画を策定（平成13年3月改定）し、県、市町村、関係団体及び地域住民が一体となって豪雪地帯における「快適で魅力ある地域づくり」を推進し、雪による社会活動等に及ぼす影響を克服するとともに、雪を資源として利活用する施策に総合的に取り組んできたところです。

この結果、除排雪の充実を柱とする克雪対策は着実に進展しており、雪室などで雪のエネルギーの活用を図る利雪対策、雪まつりなどにより交流人口の拡大を図る親雪対策についても県内各地で積極的に展開されています。

近年では雪による障害は軽減されてきていますが、一旦、豪雪になると、人的被害を始め、住宅被害や農業被害、道路の通行止めや交通機関の運休、さらには除排雪経費の増大など、様々な影響が生じます。また、豪雪地帯の多くの市町村においては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行により、高齢者世帯等の屋根雪処理や集落内の生活道路の除排雪等が困難になるなど、住民生活に支障をきたす地域が増加しています。このことから、第一に、豪雪地帯の安全と安心をしっかりと確保しなければなりません。

一方、豪雪地帯は、豊かな自然、美しい景観、水資源、地域文化などの地域資源に恵まれていることから、これらを生かした各種産業の振興に取り組むとともに、雪と共生した雪国ならではの文化を創造し、交流や定住の場として、魅力ある地域社会の形成を図っていくことが重要です。

このようなことから、本計画は、より一層の克雪対策とより積極的な利雪・親雪対策を総合的に講じていくまでの基本的な方向を示し、豪雪地帯対策における「雪と共生する魅力ある地域づくり」を推進していくための指針として、豪雪地帯対策特別措置法第6条の規定に基づき、定めるものです。

2 施策の基本的方向と重点課題

（1）基本的方向

克雪対策の一層の充実と利雪・親雪対策の多様な展開を図り、安心して快適に暮らすことのできる、雪と共生する魅力ある地域づくりを推進するため、地域の実情や社会情勢の変化に的確に対応したきめ細やかな総合的な雪対策を計画的に進めます。

このため、次の4項目を基本として、施策の展開を図ります。

ア 雪に強く安全な生活・産業基盤づくり

（交通、通信等の確保、高度情報化の推進、県土保全施設の整備、環境の保全等）

冬期間における快適な日常生活と円滑な産業経済活動を維持発展させていくために、雪に

強く安全な交通、通信機能の確保及び高度情報化の推進に努めます。

また、雪崩や地すべり等雪による災害を防止し、安全な県土を形成するため、自然環境の保全や景観に配慮しながら県土保全施設等の整備を推進します。

イ 冬期における安心して快適に暮らせる環境づくり

(生活環境の整備、医療体制の整備、高齢者世帯等への支援体制の確立、消防防災体制の整備等)

冬期においても、快適で安心できる生活空間を創造するために、計画的なまちづくりを積極的に展開し、道路や上下水道等の生活基盤施設の整備や地域住民の日常生活に密着した教育、保健、医療、福祉等の充実、向上を図るとともに、克雪住宅の普及や地域ぐるみでの除排雪体制の確立、消防防災体制の整備の促進など、高齢社会にも対応したきめ細やかな施策を展開します。

ウ 雪国の特性を生かした活力ある産業づくり

(雪に強い農林業の振興、商工業等の振興等)

豪雪地帯の活性化を図るため、恵まれた水資源や自然環境、生活の知恵である伝承技術など雪国の地域資源と気象条件を生かした特徴ある産業の振興を図るとともに、農林業に対する雪害防止対策等を強化します。

エ 雪を生かした魅力ある地域づくり

(雪の利活用の推進、地域間交流の促進、雪に関する調査研究の推進等)

活力ある魅力的な地域づくりを推進していくためには、雪が持っている価値を積極的に評価し、これを地域資源として、有効に利活用していくことが重要です。したがって、新しい発想や創意工夫に基づく利雪・親雪対策の推進によって、地域間交流を促進するなど、個性ある魅力的な地域づくりを推進します。

また、雪対策の向上により効果的な推進を図るため、国や他の研究機関等と連携しながら、克雪、利雪及び親雪に関する総合的な調査研究に取り組みます。

(2) 重点課題

本計画に掲げる基本的方向に基づき、雪対策のための施策をより効果的に展開していくためには、社会情勢の変化や住民の多様なニーズに的確に対応しながら、次の課題に対して重点的に取り組む必要があります。

ア 雪に強く快適な生活空間の形成

冬期間においても、日常生活の利便性を確保し、快適な暮らしが可能となるよう計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

また、生活道路の除排雪対策の充実や消融雪システムの導入促進を図るとともに、屋根雪処理作業の危険と負担を軽減する克雪住宅の普及や既存住宅の耐震化を促進する必要があります。

イ 高齢社会に対応した雪対策の推進

県内の豪雪地帯の多くの市町村においては、他の地域より高齢化が進行していることから、雪への対応力の弱い高齢者が、冬期においても安心して快適に暮らせる生活環境を整備する必要があります。

このため、除排雪に係る地域ぐるみの支援体制の確立、地域医療や救急医療の充実確保、健康保持増進などに取り組む必要があります。

ウ 利雪・親雪対策の積極的展開による産業の振興

雪と共生する魅力ある地域づくりには、雪を地域資源として活用を図っていくことが重要です。

このため、雪室等の普及や地域産業への利活用を促進するなど雪氷冷熱エネルギーの有効活用を図るとともに、雪まつりやスキーなどを通し、雪国の特性を生かした多様な交流を推進するなど、利雪・親雪対策により積極的に取り組む必要があります。

エ 地域住民と一体となった取組み

身近な生活用道路の除排雪など、雪対策には住民の協力が不可欠であり、行政と住民とが一体となって推進する必要があります。

また、雪と共生する魅力ある地域づくりには、地域づくりの主役である地域住民とともに、他地域の住民やN P O、ボランティア団体、企業、学校、行政など、様々な主体が地域の活性化のために協力していくことが重要です。

3 計画の性格

本計画は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）に基づき、福島県豪雪地帯対策基本計画（平成6年3月策定、平成13年3月改定）を改定した計画です。

今後、県が講じる総合的な豪雪地帯対策の基本方針であると同時に、県、市町村、関係機関・団体及び地域住民が一体となって、地域の実情に応じた豪雪地帯対策に取り組んでいく上での目標となるものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から概ね10年間を目指します。

第2 交通及び通信の確保に関する事項

1 道路交通の確保

〈施策の方向〉

豪雪地帯の冬期間における安全で円滑な道路交通の確保は、保健、医療、福祉、消防防災等の住民の安全な生活の確保、産業経済活動の向上及び地域間交流の促進の観点から極めて重要な課題となっています。

このため、降積雪に対応した道路の整備を促進するとともに、除排雪対策の充実等により、冬期間交通が困難な区間の解消を図るなど、安全で円滑な道路交通の確保に努めます。

〈施策の概要〉

(1) 道路の整備

- 冬期間積雪により交通不能、交通困難となっている区間については、道路整備を充実し、その早期解消に努めます。
- 道路整備に当たっては、雪崩等の雪害の防除や除排雪作業を考慮した路線の計画選定を行います。
- 急坂路やトンネル等で冬期間交通が危険な箇所や、中心市街地の歩道等において、消融雪システムや凍結抑制システムの導入を進めます。
- 迂回路がない幹線道路については、脆弱な通行のネック箇所等を改良することにより、安定した冬期道路交通の確保を図ります。

(2) 除雪体制の充実

- 国、県及び市町村等の各道路管理者が相互に連携し、綿密な除雪体制の下、必要時に迅速に対応できるよう、効率的な除雪作業に努めます。
- 除雪機械の整備充実を図るとともに、道路状況に適応した機械の配置を行います。
- 歩道除雪については、歩道除雪機械の整備を図るとともに、通勤、通学など日常生活において利用頻度の高い区間について、地域住民の協力を得ながら、除雪に努めます。
- 冬期交通不能区間については、春先除雪により交通不能期間の短縮に努めます。

(3) 防雪施設の整備

- 雪崩の発生のおそれのある箇所、吹きだまりその他の条件により積雪量の特に多い箇所、積雪期間の長い箇所については、重点的に雪崩防止柵、雪崩防止壁、スノーシェッド等の整備を図ります。
- 地吹雪により見通しが著しく悪くなる区間については、防雪柵やスノーシェルター等の整備を図ります。
- これらの防雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努めます。

(4) 堆雪幅の確保と排雪施設の整備

- 機械除雪による排雪を円滑にするとともに、機械除雪による排雪が困難で車道幅員の確保ができず交通隘路となる箇所を解消するため、堆雪幅の確保と流雪溝など排雪施設の整備を図ります。
- 円滑な排雪作業に努めるとともに、除排雪した雪を処理する雪捨て場の確保に努めます。
- これらの排雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努めます。

(5) 市街地における道路交通の確保

- 冬期における都市機能の確保を図るため、都市計画事業等により都市の特性や沿道の条件に応じた流雪溝や消雪パイプ等の消融雪施設の整備を図るとともに、降積雪時の状況に配慮した道路標識等の設置を行います。
- 住民の協力の下、除雪作業の円滑化と安全で快適な歩行空間の確保を図り、冬期バリアフリー対策を推進します。

(6) 集落内における道路交通の確保

- 集落内の日常生活道路については、地域の実情に応じた流雪溝や消雪パイプ等の消融雪施設の整備を進めるとともに、住民の協力の下で除排雪を行い、冬期道路交通の確保を図ります。

(7) 交通安全施設の整備等

- スノーポール、降積雪時においても見やすい縦型信号機、道路標識等の整備を推進し、降積雪時の交通安全の確保を図ります。
- 除雪作業の支障となる違法駐車や積雪・凍結時における滑止装着についての指導取締の強化・徹底を図るとともに、気象状況に応じた適切な交通規制を行います。

(8) 冬道対策

- 凍結抑制剤散布車の計画的な導入を図るとともに、路面状況・気象条件等に対応した散布作業を計画的に実施し、路面凍結の抑制に努めます。
- 道路周辺の立木による路面凍結や、倒木による交通障害を解消するため、道路パトロールや日常の点検により支障箇所の発見に努め、対応が必要な箇所については立木所有者等関係者の協力を得ながら伐採・除去を進めます。

(9) 住民等に対する周知・啓発

- 冬期における安全で円滑な交通を確保するためには、地域住民及び域外ドライバー等の理解と協力が必要であることから、雪道の安全運転や冬装備の着用、路上駐車等の排除について周知・啓発に努めます。
- 道路交通情報の迅速な伝達や、観光案内などによるサービス向上を図るため、道路情報板の整備を推進します。また、ホームページ等を通じ、雪量データやライブカメラによる路面状況等の冬期道路情報を提供し、冬期交通の安全性向上を図ります。

(10) 地域ぐるみ除排雪の促進

- 大型機械による除排雪が困難な狭隘な生活道路などについて、地域の除排雪活動の充実を図るために、流雪溝など消融雪施設の整備を図るとともに、住民への広報等に努め、住民と行政、さらには学校や事業所等が一体となった地域ぐるみの除排雪を促進します。
- 一斉除排雪など地域ぐるみによる除排雪活動の展開を図るため、市町村単位の道路除雪対策協力会の組織化を促進します。
- 住民協力による自主的な除排雪活動を支援するため、小型除排雪機械の貸出し等を促進します。

2 公共交通機関の輸送の確保

〈施策の方向〉

公共交通機関は地域住民の日常生活を支える移動手段であり地域振興を図るために重要な基盤であることから、冬期の輸送について関係機関と連携し、安全かつ安定的な運行の確保に努めます。

また、引き続き地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保に努めます。

〈施策の概要〉

(1) 鉄道輸送の確保

- JR在来線について、関係自治体及び団体との連携を図りながら、地域のニーズに即した一層の利便性向上や輸送力の強化を働き掛けるとともに、利用促進に努めます。
- 第三セクター鉄道である会津線、会津鬼怒川線及び阿武隈急行線について、保安設備等の整備を促進するとともに、利便性向上や利用促進に向けた取組みを支援します。

(2) バス輸送の確保

- 地域の実情に応じた適切な交通サービス体制を確保するため、バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線について支援するとともに、市町村が実施する生活交通対策事業（直営バス、委託バス、デマンド型乗り合いタクシーなど）を支援します。
- 降積雪時の円滑なバス運行を可能とするとともに、道路渋滞の緩和を図るため、通勤時における公共交通機関の利用について周知・啓発に努めます。
- バス路線など集落間を結ぶ道路については、住民の生活路線として優先的な除雪に努めます。
- 都市部においては、バス優先レーンの設置を進め、定時性・速達性の確保を図るとともに、停留所等の整備について関係機関と協議するなど利用者の利便性向上を図ります。

3 通信の確保及び高度情報化の推進

〈施策の方向〉

情報通信は、日常生活や社会活動を維持していく上で欠かすことのできないものとなつてゐることから、豪雪時における通信機能の確保を図ります。

また、豪雪地帯の不利な条件を克服し、生活の向上や産業活動の円滑化を図るため、情報通信ネットワークの整備等高度情報化を推進します。

〈施策の概要〉

(1) 通信の確保

- 通信機能の確保を図るため通信線路の地下ケーブル化、電話線への着雪防止工法の採用、重要ルートの二重化及び携帯電話等の移動通信用鉄塔などの施設整備を促進します。
- 冬期間の郵便の円滑な集配業務を確保するため、集配要員の計画的な配置や雪に強い自動車の配備を促進します。

(2) 高度情報化の推進

- 地域公共ネットワークの整備を促進するとともに、光ファイバ等のブロードバンドサービスの普及を促進し、地域の情報通信環境の整備に努めます。
- 住民の利便性向上等を図るため、高度情報通信社会に対応した「電子自治体化」を推進します。
- 医療、福祉等生活に密着した分野における情報通信技術の活用を促進するとともに、会津大学の研究成果等を活用しながら産学官連携を推進し、産業技術力の強化を図るなど、情報通信技術の更なる利活用を進めます。
- 情報通信技術の有効活用を促進するため、住民への周知・啓発に努めるとともに、情報活用能力習得に対する支援に努め、地域情報化を推進します。

4 電力供給の確保

〈施策の方向〉

電気エネルギーは、住民生活や地域経済に不可欠であることから、降積雪時における停電の予防対策を講じるなど、電力の安定供給の確保を図ります。

また、豪雪などによる停電が発生した場合に迅速な復旧が図られるよう、電力事業者を始め、市町村や関係機関も含めた連携体制の整備を促進します。

〈施策の概要〉

- 豪雪時においても電力の安定供給の確保を図るため、送電線の難着雪化等の防雪対策の強化を促進します。また、降積雪時に倒木による断線で停電が発生しないよう、関係機関の連携の下、支障木の把握、必要に応じた伐採・除去を促進します。
- 電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を促進し、街並みの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保を図ります。

- 豪雪などによる停電が発生した場合、迅速な復旧が図られるよう、関係機関による連携・協力体制の整備を促進するとともに、応急対策に努めます。

第3 生活環境施設等の整備等に関する事項

1 教育環境の向上

〈施策の方向〉

冬期においても、児童生徒が安全で安心できる教育環境を確保するため、学校教育施設の改善を進めるとともに、地域住民等との連携の下、通学時の安全の確保を図ります。

また、地域に対する誇りや愛着を持ち、雪に親しみ雪と共生できるよう、学校、家庭、地域社会において、冬季スポーツや自然学習など地域の特性を活用した学習に積極的に取り組みます。

〈施策の概要〉

(1) 学校教育施設の整備等

- 校舎や屋内運動場の耐雪耐寒構造化や耐震化、老朽化対策などを進め、安全で安心できる学校教育施設の整備を促進します。
- 充実した教育活動の展開を図るため、地域の実情に配慮した教員の配置や指導力向上に努めます。
- インターネットを活用して小規模校同士の連携を図るなど、学習環境の充実に努めるとともに、授業の更なる充実や児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。

(2) 通学の安全の確保

- 通学路の信号機、横断歩道、道路標識等交通安全施設について、降積雪時における視認性の確保に努めます。また、地域住民の協力を得ながら、歩道の除排雪に努めます。
- 遠距離通学の児童生徒の安全で円滑な通学を確保するため、スクールバス等の運行を促進します。

(3) 雪に親しむ教育の充実等

- 子どもたちが雪に親しみ雪と共生できるよう、自然の家等における体験活動の充実に努めます。
- 地域の担い手となる人材の育成を図るため、児童生徒の地域を愛する心をはぐくむとともに、地域の歴史や文化等に関する学習機会の充実に努めます。

(4) 社会教育施設等の充実

- 地域の実情を踏まえた取組みを担うことができる人材の育成を図るため、社会教育施設等の降積雪時の除排雪対策や設備の充実を促進し、活動の場の確保に努めます。
- 緊急時の避難場所としても対応できるよう、地域の実情に応じた社会教育施設の整備等を促進します。
- 文化財の所在する市町村においては、所有者及び管理者等との連携の上、防雪体制を確立するなど文化財の保護・保存に努めるとともに、適切な活用に努めます。

特に、指定文化財及びこれを収蔵している収蔵庫等については、雪害を防止するため、防雪対策に努めます。

- スキー競技など冬季スポーツの振興を図るため、指導者の育成、確保、活用等に努めます。

2 保健衛生施設の整備等

〈施策の方向〉

冬期間における地域住民の快適な生活を確保するため、生活環境の整備や保健衛生サービス体制の充実を図ります。

また、地域住民の健康保持増進を図るため、高齢化が進行している地域の実情等を踏まえながら、冬期における健康づくりを推進します。

〈施策の概要〉

(1) 水道施設等の整備

- 積雪や凍結に強い上水道、簡易水道施設の整備・拡充を促進します。
- 安定的な給水の確保を図るため、水源の効率的活用とその保全を図るとともに、水道事業の効率化を促進します。

(2) 生活排水等処理施設の整備

地域の実情に応じ、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を促進し、地域住民の快適な生活環境の確保や水環境の保全に努めます。

(3) 廃棄物処理体制等の整備

- 冬期における円滑なごみ収集を図るため、道路除雪体制の充実に努めるとともに、地域住民等に対して除雪の妨げにならないようなごみの出し方について周知・啓発に努めます。
- ごみの減量化やリサイクルの促進を図るとともに、処理施設の計画的な整備を促進します。

(4) 市町村保健センター等の整備

地域住民に対する健康相談、保健指導、健康診査、健康教育などの拠点として、市町村保健センター等の整備・充実を図るとともに、多面的利用を促進します。

(5) 冬期における健康づくりの推進

高齢化が進む地域の実情等を踏まえ、介護予防を促進するとともに、冬期間においても健やかに生活できるよう、健康講座や食生活改善教室の開催等を通し、地域住民の健康づくりを進めます。

3 医療体制の整備

〈施策の方向〉

冬期間においても地域住民が必要な医療サービスを受けられるよう、医療提供体制の整備を図ります。

〈施策の概要〉

(1) 地域における医療の確保

- 地域医療を支える医師や看護師等の医療従事者の確保に努めます。
- 無医地区の解消に努めるとともに、へき地診療所の機能充実等を図り、地域医療体制の整備を推進します。
- 高齢化が進む地域の実情等を踏まえ、高齢者に多い慢性疾患等に対応する医療の充実に努めるとともに、診療科目の充足に努めます。
- 地域の実情や要望等を勘案しながら、計画的、継続的な巡回診療の実施体制を支援します。

(2) 地域医療支援体制の充実

- へき地医療支援機構の運営を通し、医師の派遣調整等を円滑に行うとともに、代診医等の派遣や診療支援を行うへき地医療拠点病院等の充実に努めるなど、広域的なへき地医療支援体制の確保を図ります。
- へき地診療所、へき地医療を支援する病院、行政機関、医師会、歯科医師会等の関係機関を相互に情報ネットワークで結ぶへき地医療情報システムの充実に努め、へき地医療支援体制の強化を図ります。
- 地域医療の充実を図るため、遠隔医療など、情報通信技術を活用した診療支援体制の整備を促進します。

(3) 搬送体制等の確保

- 救急業務の高度化や病院前救護体制の確立を図るとともに、救急現場等から救命医療を行うドクターヘリによる搬送体制の確保に努めます。
- 冬期間の血液の安定確保に努め、緊急用血液を安定的に搬送供給できる体制の確立に努めます。
- 救命救急には迅速な応急手当が重要であることから、地域住民等に対する救急法等の普及啓発に努めます。

4 社会福祉施設の整備等

〈施策の方向〉

冬期においても円滑な介護・福祉サービスの提供を図るため、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民のニーズに応じた社会福祉施設等の整備を促進します。

また、高齢化が進む地域の実情等を踏まえ、高齢者保健福祉の充実を図るとともに、降積雪時の除排雪が困難な世帯の支援に努めます。

〈施策の概要〉

(1) 社会福祉施設等の整備

- 在宅福祉サービスの量的な確保と質の向上に総合的に取り組み、冬期間においても地域住民が円滑に利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
- 社会福祉施設等の耐雪耐寒構造化や老朽化対策の促進を図るとともに、地域の実情を踏まえた施設整備を促進します。

(2) 高齢者世帯等に対する支援体制の確立

- 高齢者等が家庭や地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域全体で支える仕組みの構築を図るとともに、降積雪時における除排雪作業の支援など地域ぐるみの活動を促進します。
- ボランティアの力を活用するなど雪処理の担い手の確保に努めながら、屋根雪処理や家屋周辺の除雪が困難な世帯の支援に努めます。
- 高齢者世帯等に対する緊急通報システムの導入促進に努めるとともに、介護サービスと一体型の公共住宅の提供を図るなど、住宅施策と福祉施策の連携を進めます。

5 住環境の向上

〈施策の方向〉

冬期における快適で安全な生活を確保するため、降積雪に配慮した住まいづくり・まちづくりを推進し、雪に強い住環境の形成を図ります。

〈施策の概要〉

(1) 克雪住宅の普及と雪に強い住環境の形成

- 冬期の低温対策に有効な省エネ型の住まいづくりや屋根雪処理の危険と負担を軽減する克雪住宅の普及・促進を図ります。
- 既存住宅の克雪化や耐震化を進めるとともに、高齢化に対応したバリアフリー化を促進します。
- 住宅の改修等を支援するため、公的資金の融資や補助制度について周知・広報に努めます。
- 住宅の整備等に係る計画（住宅マスタープラン）を策定する市町村を支援し、地域の特性を生かした良好な住環境の整備を促進します。

(2) 快適なまちづくりの推進

- 冬期間においても安全で快適に利用できる環境の整備を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を促進し、「人にやさしいまちづくり」を推進します。
- 建築協定の活用や街路事業等の推進により、道路の幅員確保、電線等の地中化、適切な建ぺい率の確保等に努め、冬期間の安全の確保を図ります。
- 公共建築物について、連絡通路の設置や駐車場の消融雪、高床式構造の採用を促進する

など、克雪化を進めます。

- 冬期間の利用にも配慮しながら公園の整備を促進し、地域の魅力向上や緊急時の避難場所の確保等を図ります。
- 地域特性に配慮し、雪に強く、快適で魅力的な都市機能の確保を図ります。
- 空き地や河川敷等の活用により、雪捨て場の確保を図るとともに、流雪溝や消流雪用水導水路等の整備による雪処理対策を促進します。
- 自然、歴史、伝統文化など地域の特性を生かしたまちづくりに努め、環境と調和した優れた景観の形成を図ります。
- 農山村部においては、除排雪に配慮した集落道や、流雪溝としても活用できる農業集落排水など、農業生産基盤と一体的に生活環境基盤の整備を図ります。

(3) 克雪用水の確保等

- 克雪用水の確保等を図るため、地下水の適切な利用とかん養を図るとともに、節水や水の再利用について周知・啓発に努めます。
- 下水道処理水や温泉水等の有効活用を促進するなど、水環境へ配慮しながら効率的な雪処理対策を進めます。

6 消防防災体制の整備

〈施策の方向〉

住民の安全・安心な日常生活の確保を図るため、降積雪時においても消防防災活動を円滑に展開できるよう、消防水利の確保等消防力の充実を図ります。

また、福島県地域防災計画に基づき、雪害や降積雪時における地震等に対する防災体制の強化に努めます。

〈施策の概要〉

- 消防水利の確保を図るため、地域住民の協力を得ながら、消火栓や防火水槽の除排雪を促進します。
- 市町村及び消防本部など防災関係機関との連携の下、火災予防の徹底や住宅用火災警報器の設置について周知・啓発に努めるとともに、消防救急・救助体制の強化を図ります。
- 県と市町村等を結ぶ県総合情報通信ネットワークを活用し、気象警報の円滑な伝達を図ります。
また、災害時には、被害状況を把握するとともに、正確で迅速な情報提供を図ります。
- 雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による事故を防止するため、安全対策の普及・啓発等に努めるとともに、地域の助け合いにより住民が無理をすることなく除雪できる体制の整備を促進します。
- 福島県地域防災計画に基づき雪害の防除に努めるとともに、地域における防災体制の充実を図るため、住民の協力の下、自主防災組織の充実・強化を促進します。
- 集落の状況や災害時要援護者等の実態把握に努め、豪雪による孤立化等を防止する体制の充実・強化を図ります。

第4 農林業、商工業等の振興に関する事項

1 農業の振興

〈施策の方向〉

豪雪地帯の基幹産業である農業を魅力ある産業として強化していくため、農業生産基盤の整備や雪害防止対策の充実に努め、雪に強い農業の振興を図ります。

〈施策の概要〉

(1) 雪に強い農業の振興

- 農用地の利用集積等による農業経営規模の拡大を促進するとともに、野菜、果樹、花きなどの導入を促進し、地域の特性を生かした収益性の高い農業経営の確立を図ります。
- 豪雪地帯の環境等に応じた農業生産基盤の整備を促進します。
- 中核的な農業担い手である認定農業者を柱にしながら、地域の実情に応じた多様な担い手づくりを推進します。
- 農産物や農業施設への雪害の防止、被害の軽減を図るため、雪対策の普及・啓発を図るとともに、農業技術の情報提供に努めます。
- 農産物直売所等の取組みを支援するとともに、農産物の加工・販売など、地域の特性を生かした付加価値の向上による地域産業の6次化を推進します。
- 有機栽培や特別栽培等を促進し、環境と共生する農業を推進します。
また、雪氷冷熱エネルギーを有効利用する雪室等の活用を促進し、農産物の低温貯蔵による出荷時期の調整や高付加価値化を図ります。

(2) 農地等の適正管理

- 耕作放棄地の発生防止、解消・利活用に努めるとともに、中山間地域等直接支払制度の効果的な活用を図り、中山間地域等における農業生産活動を維持・拡大するための取組みを進めます。

2 林業の振興

〈施策の方向〉

豪雪地帯において広大な面積を占める森林の保全と効果的活用を図るため、雪に強い林業の振興を図るとともに、森林の総合的利用を促進します。

〈施策の概要〉

(1) 豪雪に対応した森林施業

- 飯豊スギや本名スギ等耐雪性に優れた品種の植栽を奨励するとともに、広葉樹を育成する天然林施業技術等の普及を図り、豪雪地帯に適した森林施業を促進します。
- 幼若齢期の保育管理や適切な間伐等を促進するとともに、林業技術の情報提供に努め、

森林の保護、管理の充実を図ります。

(2) 林業、木材産業の振興

- 木材の効率的な循環利用を促進するとともに、森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、林道等の林内路網を計画的に整備するなど、森林の整備に努めます。
- 高性能林業機械等の導入や木材生産・加工・流通体制の合理化を促進し、生産コストの低減と地域材の高付加価値化を図ります。
- 林業経営規模の拡大、多角化等を促進するとともに、定住環境の整備等を図りながら林業担い手の育成・確保を図ります。
- 福島県オリジナル品種等によるきのこ類の产地化を促進するとともに、きのこや山菜の生産技術の開発・普及を図ります。
- 会津桐や会津塗などの伝統工芸の振興を図るため、生産基盤の整備等を図りながらブランド化を図ります。

(3) 森林の多面的機能の発揮

- 森林は、豪雪地帯において広大な面積を有しており、山地災害の防止、地球温暖化防止、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等、森林の多面的機能が高度に発揮されるよう、森林の適正な管理とともに、治山事業を計画的に進めます。
- 森林資源を健全な状態で確保するため、間伐を始めとする森林整備を推進し、豪雪時の倒木による交通障害や停電の発生防止につなげます。
- 県民参加による森林づくりや緑化運動等を推進するとともに、地域の特性を生かした観光・交流等を促進し、森林の総合的な利用を図ります。

3 工業及び新しい産業の振興

〈施策の方向〉

豪雪地帯の産業の活性化を図るため、伝統工芸の振興や地域資源を活用した事業展開の支援を図るとともに、地域の特性に応じた工場等の立地を促進します。

〈施策の概要〉

- 担い手の育成や販路拡大を促進し、伝統工芸や地域に根ざした地場産業の振興を図ります。
- 豪雪地帯の豊かな水資源や自然環境を生かし、医療・福祉機器関連産業、環境・新エネルギー関連産業、地域資源活用型産業等を始めとする企業の誘致に努めます。
また、必要な情報通信基盤の整備を図りながら、地理的条件の影響が少ない情報通信産業等の振興を図ります。
- 新たな地域産業の創出を図るため、豪雪地帯の地域資源を有効に活用した事業展開を支援するとともに、地域の雇用を支えている中小企業や建設業者等の新分野への進出を支援します。

4 商業等の振興

〈施策の方向〉

豪雪地帯における地域のにぎわいと活力の創出を図るため、市町村や商工団体等と連携し、まちづくりと一体となった商業の振興を図ります。

また、豊かな自然、美しい景観、地域文化等の豊富な地域資源を生かしながら、観光・交流を促進します。

〈施策の概要〉

(1) 商業の振興

- 雪に強い快適なまちづくりを進めるとともに、観光・サービス業と一体となった魅力ある商店街づくりを推進します。
- まちなかの回遊性を高め、まちなかの活性化を図るため、商店街同士や商店街と大型店の連携により商業の振興を図ります。また、商店街の空き店舗を活用した農産物直売所や地産地消の取組みを促進するなど、商店街と農山村地域等とが連携したまちづくりを推進します。
- 中小企業の経営力強化を促進するとともに、商店街の活性化や克雪・利雪施設の整備促進を図るため、県制度資金等により支援します。

(2) 運輸業及び建設業の振興

- 運輸業については、円滑な輸送を確保するため、除雪体制の充実に努め、冬期交通の確保を図ります。
- 建設業については、通年施工体制の推進、公共工事の早期発注等に努めます。

(3) 観光・交流の推進

- 豊かな自然、食、伝統文化、温泉、スキーなど、豪雪地帯の地域資源を生かし、多様なニーズに応じた着地型観光を推進するとともに、効果的な情報発信に努めながら誘客促進を図ります。
- グリーン・ツーリズムなどの体験型観光や子ども農山漁村交流プロジェクトなどの教育旅行の受入体制の整備を促進し、地域の魅力を生かした観光・交流の多様化を図ります。
- 広域連携の取組みを支援し、多様なニーズや季節に応じた魅力的な滞在型観光の推進を図るとともに、隣接県等との連携の下、魅力的な広域観光ルートの整備を図ります。
- 福島空港の利活用を促進し、国際・広域交流を通した豪雪地帯へのより一層の誘客や、産業活動の活発化を図ります。
- 地域の活力維持・向上を図るため、情報発信や相談体制の充実を図りながら定住・二地域居住を推進するとともに、地域における受入体制の整備や定住後の支援の充実に努めます。

5 雇用対策の推進

〈施策の方向〉

豪雪地帯の産業の維持・発展を図るため、産業を支える人材の育成・支援に努めるとともに、関係機関との連携の下、安定的な雇用の創出・確保に努めます。

〈施策の概要〉

(1) 職業技術・技能の高度化

- 県立テクノアカデミーにおける職業訓練やハイテクプラザにおける研究開発成果の活用を促進し、産学官連携を図りながら職業技術・技能の高度化を促進します。
- キャリア教育等の推進を通して産業人材の育成に努めるとともに、熟練した技能・知識・経験の継承を図るため、事業主等が行う認定職業訓練を支援します。

(2) 安定的な雇用の確保

- 関係機関との連携を図りながら、新卒者等の若年者を始めとする多様な人材の就労を支援するとともに、豪雪地域における季節的失業を防止するため、通年雇用対策を進めます。

第5 県土保全施設の整備及び環境の保全に関する事項

1 県土保全施設の整備

〈施策の方向〉

県土や県民の生命、財産を豪雪による災害から守り、冬期における安全・安心な県民生活と円滑な社会活動を確保するため、治山・治水事業等を総合的に実施するとともに、災害発生の予測、避難体制の整備強化に努め、雪に強く安全な県土づくりを推進します。

〈施策の概要〉

(1) 雪崩、地すべり等の防止

- 雪崩や融雪に伴う地すべりなどの土砂災害が発生しやすい危険箇所について、災害を未然に防止するため地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等を設定し、対策事業等を推進するとともに、必要に応じて巡視等を行い、異常現象等の早期発見に努めます。
- 森林が果たしている雪崩防止機能を高度に發揮させるため、植栽工や階段工を実施し雪崩防止林の造成を図ります。
- 関係市町村との連携の下、災害危険区域等を地域住民に周知し、注意喚起を図るとともに、平常時から警戒避難体制の整備を促進します。

(2) 融雪出水災害の防止

- 融雪出水災害を防止するため、河川整備を推進するとともに、ダムの適切な維持管理を行います。
- 災害の発生前に十分な対策を取ることができるよう、気象台からの気象情報や河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを関係機関に迅速に伝達するとともに、異常時における水防活動、警戒・避難態勢の整備を促進します。
- 雪解けの出水期において、土石流による災害を未然に防止するため、砂防堰堤工、渓流保全工、渓間工を実施するとともに、山腹崩壊地の復旧整備を図ります。
- 森林が果たしている増水・洪水緩和機能の効果を増大させるため、森林の整備を図ります。
- 融雪出水等による被害を未然に防止し、農業生産の維持と安定した農業経営を確保するため、農用地及び農業用施設の保全を図ります。

2 環境保全対策の推進

〈施策の方向〉

雪国の豊かな自然環境や美しい景観を将来の世代に引き継いでいくため、循環の理念に基づく持続可能な地域社会の形成を目指し、環境の保全や景観の形成を推進します。

〈施策の概要〉

- 環境保全活動の活性化を図るため、住民、N P O等民間団体、事業者、行政の協働の下、県民運動を推進します。
- 生物多様性の確保に配慮しながら水環境の保全に努めるなど、自然との共生を図りながら持続可能な地域社会の形成を図ります。
- 優れた自然景観や歴史的・文化的景観を県民共有の財産として保全し、良好な景観を形成するため、景観法及び県景観条例の適切な運用を図ります。
- 景観アドバイザーの派遣や景観セミナーの開催を通じて、景観づくりに関する技術的助言や知識の普及・啓発に努めます。
- 開発事業等の実施に当たっては、環境影響評価制度の適切な運用に努めるとともに、環境への配慮が行われるよう周知・啓発等に努めます。

第6 地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項

1 地域文化の振興と交流の場の創造等

〈施策の方向〉

雪を積極的に評価し、豊かな森林や美しい雪景色など雪国の地域特性を活用するとともに、地域文化の振興を図りながら、都市との交流など地域間交流を促進し、活力ある魅力的な地域づくりを推進します。

〈施策の概要〉

- 地域文化、豊かな自然、美しい景観など地域資源を生かした個性豊かな魅力的な地域社会の形成を図るとともに、地域に残る雪国特有の伝統文化や生活文化を将来に継承していくため、多様な主体の参加と連携による地域づくりを進めます。
- 雪国の伝統的な生活様式や食文化、伝統技術等を活用して都市との交流を促進するなど、地域密着型の観光（着地型観光）・交流を推進します。
- スキーを中心とする冬季スポーツの振興を図るとともに、雪国の魅力の積極的な情報発信に努め、交流人口の拡大を図ります。

2 隣接県等と連携した豪雪地帯対策の推進

〈施策の方向〉

豪雪地帯対策は、広域的な共通課題でもあることから、広域連携基盤の整備促進を図るとともに、隣接県を中心とする豪雪地帯道府県との連携と協調を図りながら、各施策の推進に取り組みます。

〈施策の概要〉

- 磐越自動車道の4車線化の促進、東北中央自動車道の事業促進、国道289号（八十里越）、地域高規格道路である会津縦貫北道路、会津縦貫南道路の整備促進など、交流の基盤となる隣接県と連携する基幹的な道路の整備促進を図ります。
- 隣接県を中心、豪雪地帯自治体や関係団体との連携を図りながら、豪雪地帯対策に取り組みます。
- 冬期における安全で円滑な道路交通を確保するためには、地域住民だけでなく、豪雪地帯以外から訪れる利用者の理解・協力も重要です。このため、国や豪雪地帯対策に係る全国的な団体などと連携し、雪道の安全運転や冬装備の着用徹底、路上駐車等の排除について広域的な周知・啓発に努めます。

第7 雪に関する調査研究の総合的な推進及び 気象情報等の収集・提供体制に関する事項

(1) 調査研究の推進

国や大学等の試験研究機関の研究成果を活用しながら、本県の実情に応じた克雪・利雪技術の調査研究を行い、研究成果の普及等に努めます。

- 農林業に関する調査研究
 - ・ 農林作物栽培における雪害軽減技術
 - ・ 耐雪・耐寒性品種の調査・選抜
- 利雪・親雪に関する調査研究
 - ・ 雪氷冷熱エネルギーの利活用
 - ・ 雪中貯蔵や雪下栽培技術による農林作物の高付加価値化 等

(2) 気象情報等の収集・提供体制の充実

- 気象台等関係機関との連携を一層強化し、気象情報の迅速な収集・提供に努めます。
- 降積雪の状況や路面の状況に応じたタイムリーな情報の提供を行うため、交通情報提供装置の充実強化及び冬期気象情報システムの充実を図ります。
- 気象情報、道路状況及び交通情報等の各種情報の提供については、インターネットや携帯電話を活用した迅速な情報提供体制の整備に努めます。また、災害時においては、ラジオ（AM、FM）や地域防災無線を活用した情報提供に努めます。

第8 その他豪雪地帯対策に関し必要な事項

(1) 特別豪雪地帯に関すること

特別豪雪地帯は、豪雪地帯のうち、積雪量が特に多く積雪により長期間、自動車交通の途絶等によって住民生活に著しい支障を生ずる地域が指定されていますが、本県では14市町村が指定されており、県土全体の約31%を占めています。

特別豪雪地帯は、積雪の度が特に高く、住民生活や産業振興面で様々な支障が生じていることから、特に道路交通の確保を図るため、基幹的市町村道の整備に当たっては、各市町村の財政状況や技術者の配置状況等を考慮し、代行事業を実施します。

また、学校教育施設の整備、保健、医療及び福祉対策の充実、克雪住宅の普及を始め雪処理作業の軽減対策等、日常生活に密着した分野における対策や県土保全など災害対策を充実させ、住民の安全で快適な生活の確保に努め、特別豪雪地帯における各種対策に関して、総合的な支援措置の充実に努めます。

(2) 集落機能の維持・向上

- 安全で効率的な共助による地域除雪を促進するため、市町村や消防等関係機関と仕組みづくりについて協議するとともに、ボランティアなど地域外も含めた雪処理の担い手との連携を図ります。
- 住民の減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持・活性化されるよう、集落等が行う地域の再生・活性化への取組みを支援するとともに、集落をけん引する人材の育成を図ります。

また、集落支援員制度、地域おこし協力隊制度の活用、NPO、若者などの都市部住民等多様な主体による地域づくり活動への参加を促進します。

- 集落機能の維持・向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路など交通ネットワークの整備を推進します。
- 若者同士の交流や都市部からの定住・二地域居住の促進のため様々な情報を提供するほか、基幹集落等における生活環境の整備を進めるとともに、定住団地の建設や空き地等の有効活用等を図ります。

(3) 関係機関の間の連絡・協調体制の確立

- 豪雪時における生活環境や道路交通の確保を図るため、降雪期前に「福島県豪雪地域対策連絡協議会」を開催し、各機関における対策や取組状況等について周知・確認するとともに、関係機関同士の連絡・協調を図ります。
- 特に、道路交通については、豪雪時の応急的対策を速やかに実施できるよう、道路管理者や警察、消防を始めとする関係機関の連絡体制の整備を図るとともに、迅速な情報収集や共有化に努めます。

(4) 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組み

- 農産物等の雪室貯蔵や、雪氷の貯蔵を活用した冷房システムなどの導入を促進し、雪を利用した地域産業の振興に取り組みます。
- 環境負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換を目指し、木質バイオマス（チップ、ペレット等）の利用促進や小水力発電の導入を図るなど、再生可能エネルギーの導入を戦略的に進めます。

(5) 工事の早期発注等

豪雪地帯においては、厳しい気象条件から公共事業の工期期間が限られるため、年度当初の公共工事の早期発注等により、適正な工事期間の確保を図ります。

(6) 生活関連物資の供給・価格の安定

福島県物価対策連絡会議において、生活関連物資の需給状況の調査を行うなど、生活関連物資の安定供給の確保に努めます。

また、豪雪時における日用品、石油製品、食料品の価格高騰を防止するため、小売店パートナーロールを強化するなど監視体制の強化を図ります。

特に生鮮食料品については産地の生産出荷動向などの市場情報を把握し、必要に応じ県外産地に対する出荷要請を行います。

(7) 地域特性の重視と市町村、関係機関・団体及び住民との連携の強化

豪雪地帯対策を効果的に推進するため、自然条件や社会条件などその地域特性を十分に把握して、その実情に即した対策を創意工夫を凝らしながら実施していきます。

また、各種対策をよりきめ細かに推進していくため、市町村の自主性を尊重しながら、市町村、関係機関・団体及び地域住民と一体となって取り組みます。

資 料 編

1 豪雪地帯の概要

〔豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定〕

(1) 豪雪地帯の指定（豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項）

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

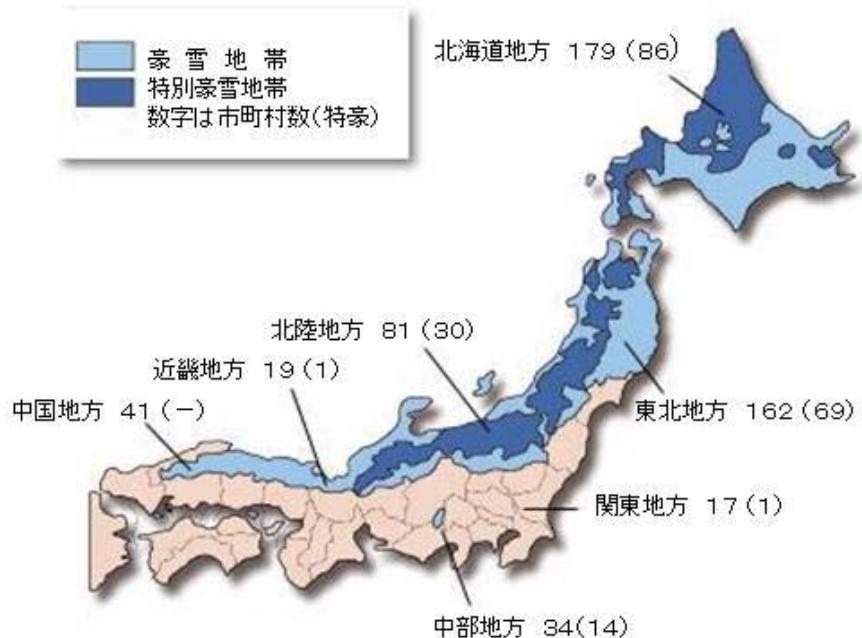
(2) 特別豪雪地帯の指定

国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

〔豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定基準〕

根拠	指定基準の概要
豪 雪 地 帶	<p>豪雪地帯の指定基準に関する政令（昭和38年10月7日政令第344号）</p> <p>豪雪地帯の指定基準に関する政令に規定する期間及び施設を定める總理府令（昭和38年10月21日總理府令第47号）</p> <p>昭和37年の積雪の終期までの30年以上の期間における累年平均積雪積算値が5,000cm日以上の地域（以下、「豪雪地域」という。）がある道府県又は市町村で次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 豪雪地域が2/3以上の道府県又は市町村2 豪雪地域が1/2以上で道府県庁所在市の全部又は一部が豪雪地域である道府県3 市役所、町村役場、1・2級国道、道路法第56条に基づく主要な道府県道・市道又は国鉄（当時）の駅のいずれかが豪雪地域にある市町村4 豪雪地域が1/2以上で市町村境界線の2/3以上が1～3までのいずれかに接している市町村
特 別 豪 雪 地 帶	<p>豪雪地帯の指定基準（第3回）（昭和54年3月20日内閣總理大臣決定）</p> <p>次の1、2のいずれの要件をも備えた市町村</p> <ol style="list-style-type: none">1 積雪の度の要件<p>次の①～③のいずれかが必要</p><ol style="list-style-type: none">① 昭和33年から昭和52年までの20年間の累年平均積雪積算値が15,000cm日以上の地域が市町村の区域の1/2以上である。② 昭和33年から昭和52年までの20年間の累年平均積雪積算値が15,000cm日以上の地域に市役所又は町村役場がある。③ 昭和33年から昭和52年までの20年間の累年平均積雪積算値が最高20,000cm日以上、最低5,000cm日以上で、かつ全域の平均が10,000cm日以上である。2 生活の支障の要件<p>次の①～④の要素から生活支障度が著しいと判断されること</p><ol style="list-style-type: none">① 自動車交通の途絶② 医療・義務教育・郵便物集配の確保の困難性③ 財政力④ 集落の分散度

〔豪雪地帯の地域指定（全国）〕



豪雪地帯の人口と面積

区分	全 国	豪雪地帯 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
人口 (千人)	1 2 7 , 7 6 8	2 0 , 1 3 2 (1 5 . 8 %)	3 , 3 8 4 (2 . 6 %)
面積 (k m ²)	3 7 7 , 8 9 9	1 9 1 , 9 2 9 (5 0 . 8 %)	7 4 , 8 9 1 (1 9 . 8 %)
市町村数	1 , 7 2 8	5 3 3 (3 0 . 8 %)	2 0 1 (1 1 . 6 %)

注) 人口：平成 17 年国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日時点）

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（平成 15 年 10 月 1 日時点）等

市町村数：平成 22 年 4 月 1 日現在（特別区は 1 とする）

資料：国土交通省

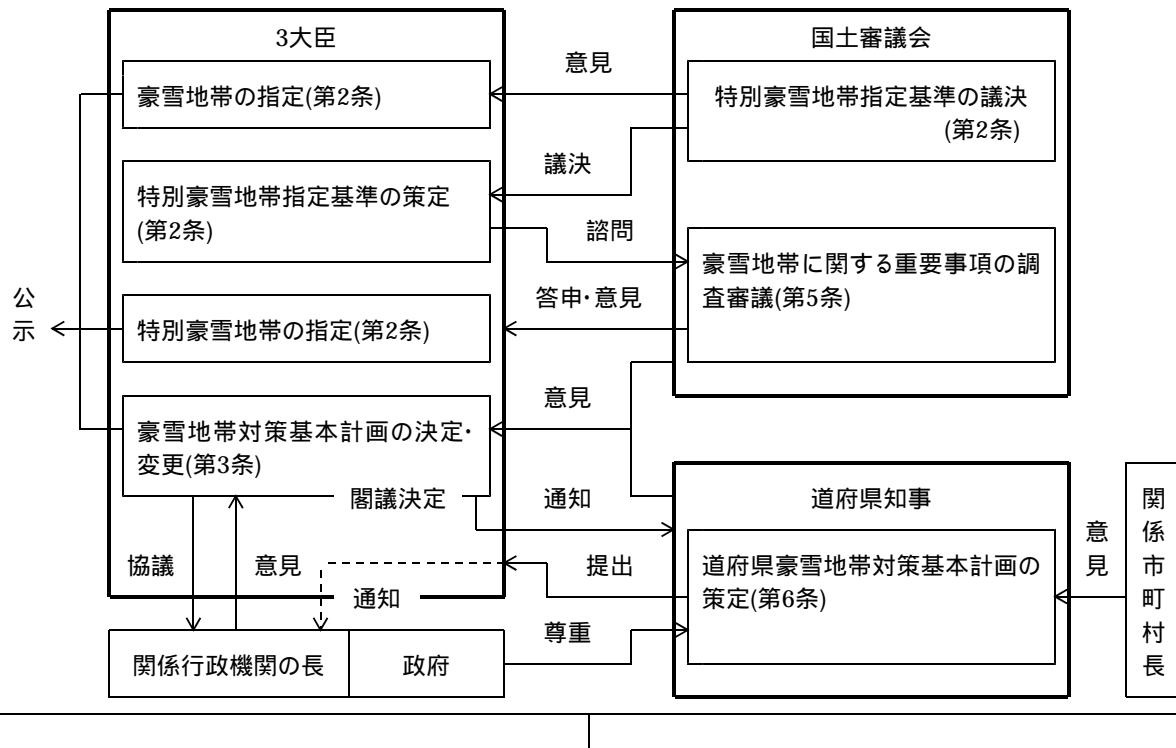
豪雪地帯対策特別措置法の仕組み

(目的)

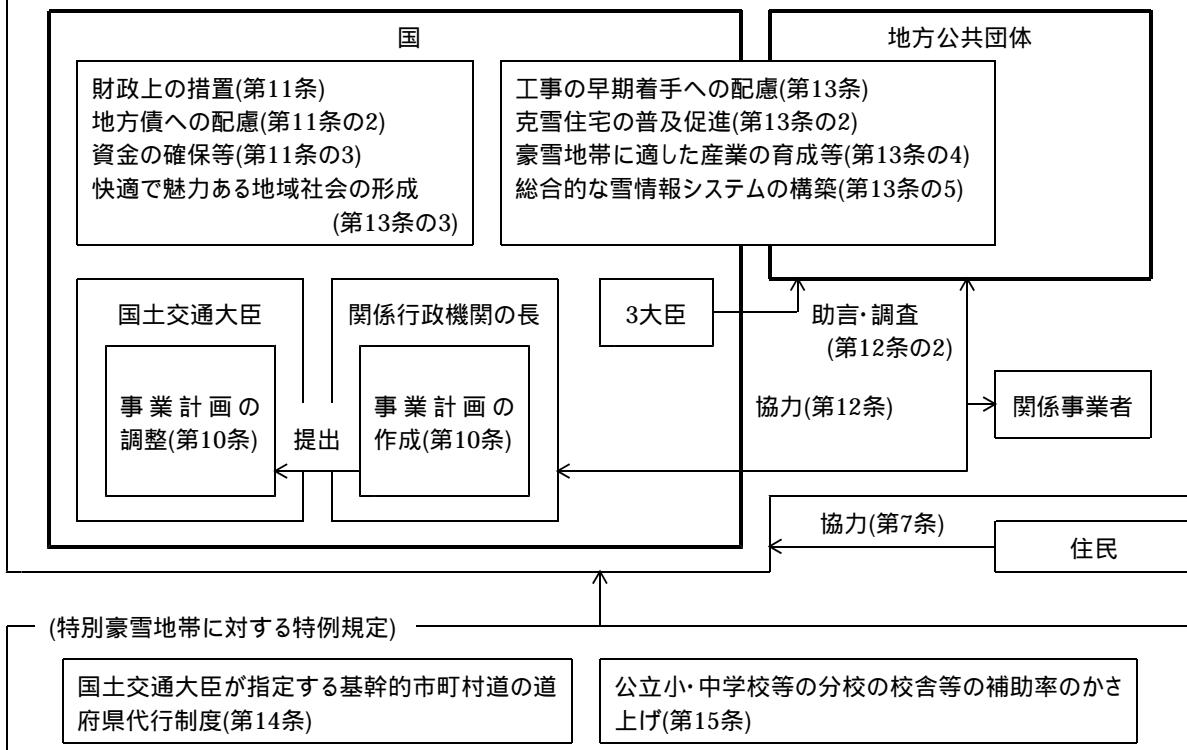
積雪の度が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること(第1条)

3大臣は国土交通大臣、総務大臣及び農林水産
大臣を指す

(地域指定・計画の策定)



(計画に基づく事業の実施)



2 福島県の豪雪地帯市町村一覧(平成22年4月1日現在)

(昭和38年10月31日指定)

市町村名 旧市町村名	特別豪雪 指定年月日	面積	国勢調査人口			高齢者比率			地域指定		備考
			H7	H12	H17	H7	H12	H17	過疎	山村	
福島市		767.74	292,696	297,894	297,357	15.4%	18.2%	20.8%		(6)	(一部豪雪)
会津若松市		383.03	137,065	135,415	131,389	17.3%	20.3%	23.0%		(4)	
旧会津若松市		315.28	119,640	118,118	114,754	16.6%	19.6%	22.5%			
旧北会津村		28.18	7,652	7,687	7,494	22.9%	26.3%	26.8%			H16.11.1編入
旧河東町		39.57	9,773	9,610	9,141	20.7%	23.6%	26.2%			H17.11.1編入
郡山市		757.06	326,833	334,824	338,834	13.1%	15.6%	17.8%		(3)	(一部豪雪)
喜多方市	○	554.67	59,554	58,571	56,396	23.3%	26.7%	29.4%	○	(8)	H18.1.4 新設合併
旧喜多方市		150.4	37,532	37,495	36,410	22.3%	25.7%	28.7%		(1)	
旧熱塩加納村	○ S48. 4. 14	156.98	3,871	3,633	3,256	26.7%	30.4%	33.2%		(3)	
旧塩川町		46.24	10,695	10,612	10,354	22.2%	24.7%	25.9%			
旧山都町	○ S48. 4. 14	156.21	4,755	4,317	4,055	28.9%	34.4%	38.9%		(4)	
旧高郷村	○ S54. 4. 3	44.84	2,701	2,514	2,321	26.3%	31.4%	34.7%			
天栄村		225.56	7,153	6,889	6,486	20.5%	24.4%	26.0%		(3)	
下郷町	○ S54.4.3	317.09	7,951	7,579	7,053	27.6%	31.8%	34.3%	○	(3)	
檜枝岐村	○ S46.10.2	390.5	727	757	706	19.3%	23.4%	28.2%	○	(1)	
只見町	○ S46.10.2	747.53	5,804	5,557	5,284	29.1%	34.9%	39.6%	○	(3)	
南会津町	○	886.52	22,059	21,095	19,870	24.5%	28.9%	32.5%	○	(8)	H18.3.20 新設合併
旧田島町		350.34	14,216	13,747	12,934	22.2%	25.9%	29.4%		(3)	
旧館岩村	○ S46. 10. 2	263.55	2,630	2,380	2,219	26.1%	31.7%	35.5%		(1)	
旧伊南村	○ S46. 10. 2	153.13	2,041	1,887	1,784	31.3%	37.9%	41.8%		(2)	
旧南郷村	○ S46. 10. 2	119.5	3,172	3,081	2,933	29.2%	34.1%	38.3%		(2)	
北塩原村	○ S46.10.2	233.94	3,859	3,644	3,475	22.3%	25.4%	26.9%	○	(3)	
西会津町	○ S46.10.2	298.13	9,845	9,075	8,237	29.8%	35.9%	39.7%	○	(5)	
磐梯町	○ S54.4.3	59.69	4,357	4,109	3,951	23.6%	28.1%	32.1%	○		
猪苗代町	○ S54.4.3	395	18,874	18,178	17,009	22.5%	26.1%	29.4%	○	(1)	
会津坂下町		91.65	20,083	19,426	18,274	22.6%	26.4%	28.3%	○		
湯川村		16.36	3,642	3,601	3,570	25.4%	27.2%	28.1%	○		
柳津町	○ S51.4.15	176.07	5,136	4,669	4,260	27.0%	32.3%	36.7%	○	(2)	
三島町	○ S46.10.2	90.83	2,674	2,474	2,250	33.4%	38.0%	43.2%	○	(1)	
金山町	○ S46.10.2	293.97	3,511	3,204	2,834	39.0%	45.3%	51.8%	○	(4)	
昭和村	○ S46.10.2	209.34	2,025	1,874	1,632	39.3%	46.1%	52.4%	○	(1)	
会津美里町	○	276.37	27,039	26,172	24,741	24.0%	27.6%	30.2%	○	(2)	H17.10.1 新設合併
旧会津高田町	○ S54. 4. 3	195.67	16,332	15,564	14,540	24.9%	28.8%	31.3%		(2)	
旧会津本郷町		40.16	6,376	6,506	6,393	22.2%	24.5%	27.5%			
旧新鶴村		40.54	4,331	4,102	3,808	23.4%	27.8%	30.5%			
豪雪地帯計	20市町村	7,171.05	960,887	965,007	953,608	16.8%	19.7%	22.1%	16	17 (58)	
うち 特別豪雪地帯計	14市町村	4,301.97	100,265	94,496	87,799	26.9%	31.5%	35.0%	14	13 (38)	
(参考)県全体	59市町村	13,782.75	2,133,592	2,126,935	2,091,319	17.4%	20.3%	22.7%	27	37 (94)	

※面積については平成21年全国市区町村別面積調による。なお、一部境界未定による概算値を含む。

※「高齢者比率」は65歳以上人口の全人口に占める割合。

※地域指定状況の「過疎」欄の○は、過疎地域自立促進特別措置法による指定市町村。

地域指定状況の「山村」欄の数字は、山村振興法による指定地域（旧町村）数。

※「うち特別豪雪地帯計」については、合併前に指定されていた旧町村の数値を集計した。

※一部豪雪指定の状況については下記のとおり。

福島市：昭和39年1月1日合併前の旧福島市、旧飯坂町、昭和43年10月1日合併前の旧吾妻町

郡山市：昭和40年5月1日合併前の旧湖南村

豪雪地帯市町村一覧

福州市（一部臺雪）

妻町、昭和39年1月1日合併前の旧福島市、旧飯坂町、昭和43年10月1日合併前の旧吾妻町

豪雪：昭和40年5月1日合併前の旧湖南村
※他の地域は無指定

卷之三

喜多方市 《一部特別豪雪》

特別豪雪：旧喜多方市、旧塙川町
豪雪：旧喜多方市、旧塙川町
(いざれも平成18年1月4日会併前の区域)

豪雪天榮村

【特別豪雪】
【特別豪雨】

【特別豪雪】
只見町

南会津町 『一部特別豪雪』

特別豪雪：旧館岩村、旧南郷村、旧伊南村
豪雪：旧田島町

【特別豪雪】北埼原村

北塙原村 西会津町

【特別豪雪】
【特別豪雨】

【特別豪雪】
宿田代町 豪雪
会津坂下町

豪雪 [特別豪雪]

【特別豪雪】
柳原町 三島町

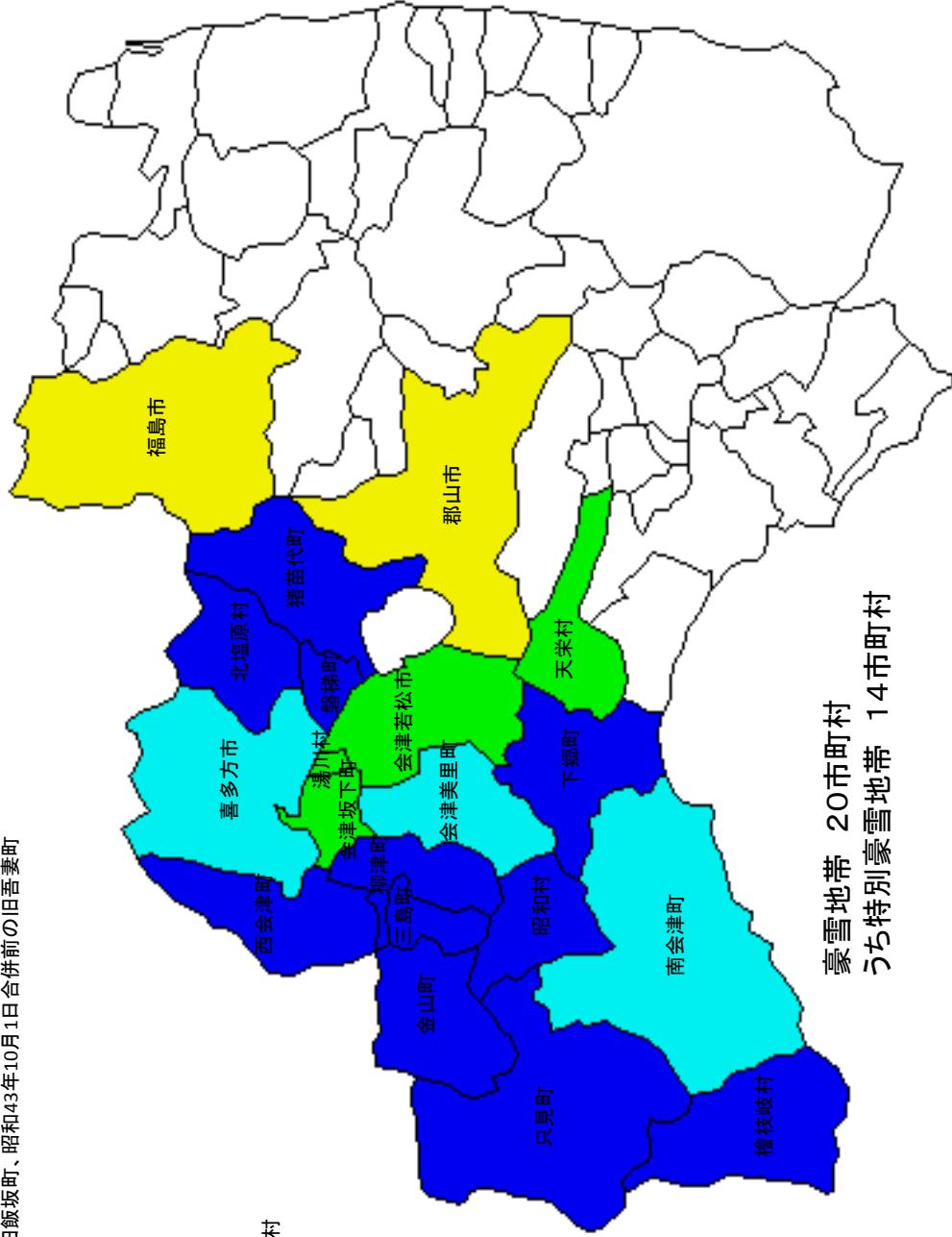
金山町 昭和村

特別豪美町会津《雪晴》

特別豪雪：旧会津高田町
豪雪：旧会津本郷町、旧新鶴村
(いのすけまち) 平成17年10月1日令併前の区域

うち特別豪雪地帯 14市町村

凡例



豪雪地帯における降雪量データ

(単位:cm)

寒候年	福島市【豪雪】			会津若松市【豪雪】			南会津町(田島)【豪雪】		
	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
1989(平成元年)	48	15	13	177	31	32	380	40	50
1990(平成2年)	56	13	12	157	19	24	415	36	53
1991(平成3年)	115	21	29	347	46	68	681	53	105
1992(平成4年)	138	29	29	257	43	47	478	35	74
1993(平成5年)	95	12	14	281	38	43	587	41	57
1994(平成6年)	146	22	33	367	47	55	683	54	135
1995(平成7年)	114	26	28	337	40	50	624	53	91
1996(平成8年)	145	23	22	523	48	72	1177	39	143
1997(平成9年)	89	20	18	286	49	40	467	37	83
1998(平成10年)	172	30	42	311	32	71	502	37	61
1999(平成11年)	63	19	27	205	26	31	470	39	82
2000(平成12年)	139	22	18	335	39	31	698	48	92
2001(平成13年)	236	50	56	549	65	97	691	45	97
2002(平成14年)	104	22	22	360	52	72	792	56	113
2003(平成15年)	117	22	20	317	42	54	622	37	102
2004(平成16年)	103	21	22	357	73	69	720	52	100
2005(平成17年)	206	32	29	376	31	67	691	34	128
2006(平成18年)	154	16	21	439	33	82	902	44	134
2007(平成19年)	43	9	7	259	39	60	459	38	60
2008(平成20年)	95	11	10	333	56	69	572	37	102
2009(平成21年)	95	27	26	276	22	38	506	37	80
2010(平成22年)	129	15	18	344	33	55	492	39	84

寒候年	只見町【特別豪雪】			猪苗代町【特別豪雪】			西会津町【特別豪雪】		
	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
1989(平成元年)	1060	46	154	340	34	48	381	48	82
1990(平成2年)	1057	63	173	323	29	31	382	27	56
1991(平成3年)	1329	64	332	652	55	78	688	40	132
1992(平成4年)	1088	79]	177]	521	22	44	407	34	55
1993(平成5年)	1318	76	181	527	24	41	696	32	46
1994(平成6年)	1358	86	235	686	31	59	610	33	75
1995(平成7年)	1360	49	259	660	33	62	626	36	91
1996(平成8年)	1509	59	282	1008	34	97	771	28	101
1997(平成9年)	979	43	196	585	40	72	580	30	81
1998(平成10年)	866	34	160	449	35	58	579	45	125
1999(平成11年)	1128	50	234	400	29	23	505	30	60
2000(平成12年)	1506	50	297	738	44	65	625	29	58
2001(平成13年)	1255	67	235	804	39	106	883	56	125
2002(平成14年)	1032	51	210	715	59	125	601	33	86
2003(平成15年)	1112	58	208	390	22	35	700	39	95
2004(平成16年)	1140	65	227	677	43	75	617	47	107
2005(平成17年)	1359	86	304	680	31	97	716	40	112
2006(平成18年)	1863	61	284	789	57	128	774	44	113
2007(平成19年)	896	46	158	492	58]	91	267	23	40
2008(平成20年)	1259	42	232]	683	43	165	583	63	99
2009(平成21年)	975	42]	151]	541	33	107	501	36	77
2010(平成22年)	1379	88	247	731	41	161	733	46	93

※気象統計情報(気象庁)に基づき作成。

※用語等の意味

・寒候年:前年の8月から当年度の7月までの期間

・日降雪の最大:当該寒候年における1日での降雪量の最大値

※記号の意味

値]…資料不足値

3 豪雪地帯に対する主な配慮措置

(平成22年12月現在)

区分	事業名	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管
特別措置	基幹的市町村道改築の道県代行事業			道県代行事業 補助率 内地5.5/10 北海道6/10	豪雪地帯対策特別措置法第14条	国土交通省
	小中学校等の分校の校舎等新增築	負担率 1/2		負担率 5.5/10		文部科学省
	小中学校等の分校の校舎等及び寄宿舎の危険建物改築	算定割合 1/3		算定割合 5.5/10	豪雪地帯対策特別措置法第15条	
	小中学校の寄宿舎の新增築及び教職員宿舎の建築	算定割合 1/2		算定割合 5.5/10		
補助率等のかさ上げ	小中学校等の本校の校舎等の危険建物改築	算定割合 1/3		算定割合 5.5/10	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等	
	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業(うち旧土地改良総合整備事業採択分)	補助率 45/100	補助率 50/100	土地改良法施行令	農林水産省
		経営体育成基盤整備事業(農業生産法人等育成型)	補助率 50/100	補助率 55/100	土地改良法施行令	
		経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	補助率 50/100	補助率 55/100	土地改良法施行令	
		耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	補助率 50/100	補助率 55/100	土地改良法施行令	
	採択の緩和等	経営体育成基盤整備事業(うち旧土地改良総合整備事業採択分)	受益面積 20ha以上 道路幅員 4.5m以上	受益面積 10ha以上 道路幅員 3.0m以上	予算措置	文部科学省
		防災ダム事業	受益面積 100ha以上	受益面積 70ha以上		
	小中学校建物新增改築事業	(補助基準面積の寒冷地における引き上げ)				

区分	事業名	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管																										
豪雪地帯等に限り行われる事業	豪雪地帯対策特別事業 (安全安心な雪国創造事業)		克雪・高齢者支援施設、克雪体制の整備 補助率 1/2		予算措置	国土交通省																										
	医療用雪上車の整備補助	患者輸送用雪上車		補助率 1/2	予算措置	厚生労働省																										
	医師往診用小型雪上車			補助率 1/2																												
	巡回診療用雪上車			補助率 1/2																												
	民間社会福祉施設の除雪費補助			補助率 1/2 (保護施設は3/4)																												
	浄化槽設置整備事業			補助基準額のかさ上げ	予算措置	環境省																										
	浄化槽市町村整備推進事業			補助基準額のかさ上げ																												
	通年雇用奨励金 試行雇用奨励金 通年雇用促進支援事業		(積雪寒冷地において建設業等に従事する労働者等の雇用の安定化を図るための制度)		雇用保険法	厚生労働省																										
	雪寒地域道路事業		(雪寒地域における道路交通の確保を図る) 補助率は下表のとおり		雪寒法 (注)	国土交通省																										
			<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>除雪</td><td>防雪</td><td>凍雪害 防止</td><td>除雪機 械整備</td></tr> <tr> <td>直</td><td>内地</td><td>10/10</td><td>2/3</td><td></td><td>10/10</td></tr> <tr> <td>轄</td><td>北海道</td><td></td><td>8.5/10</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>補</td><td>内地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>助</td><td>北海道</td><td>2/3</td><td>6/10</td><td>2/3</td><td></td></tr> </table>			除雪	防雪	凍雪害 防止	除雪機 械整備	直	内地	10/10	2/3		10/10	轄	北海道		8.5/10			補	内地					助	北海道	2/3	6/10	2/3
		除雪	防雪	凍雪害 防止	除雪機 械整備																											
直	内地	10/10	2/3		10/10																											
轄	北海道		8.5/10																													
補	内地																															
助	北海道	2/3	6/10	2/3																												
街路事業	スノートピア 道路事業		流雪溝等の整備にあわせて積雪等に配慮した街路整備を行う	予算措置																												
治水事業	消流雪用水導入事業		中小河川へ消流雪用水導入	予算措置	国土交通省																											
	雪対策ダム事業		消流雪用水の確保																													
	雪対策砂防モデル事業		流雪機能をもった流路工等の砂防施設整備等	砂防法																												
下水道事業	新世代下水道支援事業制度の一部		融流雪のための下水道施設整備																													
雪崩対策事業			集落保護を目的とする 雪崩防止工事		予算措置																											
総合雪崩対策モデル事業			雪崩防止施設の整備と合わせて 警戒避難体制等の整備を行う。		予算措置																											
雪に強い公園づくり			冬期に利用できるレクリエーション施設の整備		都市公園法																											

注) 雪寒法:積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法

区分	制度名等	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	根拠	所管	
税制	所得税における屋根雪処理等の雑損控除			(豪雪の場合の屋根雪処理等、災害に直接関連して支出された金額に対する所得控除)	所得税法		
	高床式住宅についての各種住宅税制の適用に係る床面積の			優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例	租税特別措置法		
	固定資産の評価における積雪寒冷補正			(積雪寒冷地の木造家屋及び非木造家屋における積雪寒冷補正率の適用)	地方税法	総務省	
	個人住民税の豪雪等災害に係る雑損控除			(豪雪の場合の屋根雪処理等災害に直接関連して支出された金額に対する個人住民税控除)			
	自動車税の税率の特例			(積雪地域における標準税率の特例)			
金融など	地域産業の振興を通じ、地域経済の活性化及び雇用の促進を図るための融資制度			企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)による低利の設備資金貸付及び長期運転資金貸付		日本政策金融公庫 (中小・国民) (注)	
	公営住宅整備事業における標準工事費の加算			(多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む)における雪害防除工事)			
	高床式住宅についての建築基準法上の特例			特別豪雪地帯等において当該高床の床下部分を除く		国土交通省	
	公営住宅の入居者資格の特例及び譲渡に係る制限の緩和			豪雪地帯における公営住宅の入居者資格の特例及び譲渡に係る制限の緩和			
地方交付税	地方交付税算定における寒冷補正(積雪度)			(積雪の差による地域区分に応じ、道路、建物等の除雪関係経費等の増加経費を割増算入)	地方交付税法	総務省	
地方債	一般補助施設整備等事業			豪雪対策事業(別枠)			
	防災対策事業			自然災害防止事業			

(注) 中小:中小企業事業本部、国民:国民生活事業本部

資料:国土交通省